

第1章 総論

1 地域計画策定の趣旨

本県では、平成25年に策定した鹿児島県保健医療計画を見直し、「県民が健康で長生きでき、安心して医療を受けられる、みんなが元気な鹿児島」を基本理念とする新しい「鹿児島県保健医療計画」（以下「県保健医療計画」という。）を平成30年3月に策定しました。

今回県保健医療計画が見直されたことに伴い、奄美保健医療圏（以下「圏域」という。）における保健医療サービスに対するニーズを把握し、地域医療連携体制を主な内容とする、圏域の特性や実情を踏まえ適切な保健医療連携体制の整備を目的とした地域医療連携計画（以下「地域計画」という。）を作成しました。

2 地域計画の基本理念

地域計画の基本理念は県保健医療計画と共通しています。

基本理念

地域住民が健康で長生きでき、いつでも、どこでも
安心して医療を受けられる、みんなが元気な奄美地域
《早世の減少・健康寿命の延伸・QOLの向上》

早世の減少、健康寿命の延伸、QOLの向上を目標に、地域住民が健康で長生きでき、安心して医療を受けられ、みんなが元気な奄美地域を目指します。

3 地域計画の位置づけ

- (1) 地域計画は、県保健医療計画の一部を構成するものとして位置づけられます。
- (2) 地域計画は、県保健医療計画の基本理念を踏まえた圏域別の医療連携体制等を具体的に記した計画です。
- (3) 地域計画に盛り込む地域医療連携体制については、圏域内の保健医療等の関係機関・団体等の連携の在り方を示すものです。
- (4) 地域計画は、圏域内の市町村、保健医療等関係機関・団体等の合意に基づき、保健医療等施策の基本的方向を示すもので、圏域内の住民に対しては、自主的、積極的な健康行動や受診行動を期待するものです。

また、地域計画の推進に当たっては、共生・協働の理念のもと、行政・関係機関・住民など様々な分野の人々が協力して行うものとします。